

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 3 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24330008

研究課題名(和文) グローバル化に対応した公法・私法協働の理論構築 消費者法・社会保障領域を中心に

研究課題名(英文) Redefining the Theoretical Grounds for the Collaboration between Public Law and Private Law in the Era of Globalization

研究代表者

藤谷 武史 (Fujitani, Takeshi)

東京大学・社会科学研究所・准教授

研究者番号：90313056

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 10,900,000円

研究成果の概要(和文)：本科研は「公法と私法の関係が、グローバル化の下でどのような変化を被るか」という問いを通じて、グローバル化時代の法学のあり方を探究した。グローバル化が国家による法の基礎付けを動揺させると、国家が迂回されることによる民主的正統性の欠損を懸念する公法と当事者自治の理念を梃子に国境を越えていく私法とのギャップが顕在化する。この両者を比較検討することにより、国家が相対化される時代の法がいかなる原理に立脚すべきかを明らかにすることが可能となる。本科研の成果として、公法・私法に共通の概念としての法の「正統性」や「多元性」の要素など、グローバル化に対応した法学の再編作業の基本概念を析出することができた。

研究成果の概要(英文)：This research project examined how the globalization is transforming the public law/private law relationship, in search of a new formation of legal theory in the era of globalization. As globalization weakens the bond of the law and sovereign states, public law theory and private law theory diverge from one another, as the former is concerned with the deficit of democratic legitimacy in the absence of sovereign state, while the latter is less reluctant to accept the law without state, based on principles such as party-autonomy. This research compared the public law's theoretical responses to globalization with those by private law theories, and distilled several key questions - such as "how to legitimize the law" or "how to recognize and deal with the pluralistic moments within/between the law(s)" that will transcend the public law/private law dichotomy and will serve as a foundation for the legal theory in the era of globalization.

研究分野：公法学

キーワード：グローバル化 公法学 私法学 法多元主義 グローバル・ガバナンス 政策実現過程 消費者法 社会保障

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 経済・社会のグローバル化が法(学)にもたらすインパクト

近年、急速に進展する経済・社会のグローバル化が、国家を機軸とした近代以来の法秩序像を動揺させている。そのインパクトは様々な角度から捉えることが可能であるが、本研究では特に、《政策実現過程のグローバル化》と《法源の多元化》という側面に着目した。前者は、例えば国際的な金融システムの不安定化のように、一国家の対応能力を超えたグローバルな政策課題が台頭したことに伴って、実質的な政策形成機能の場が国家から国際レジームや国際規制ネットワークへとシフトし、そこで形成された政策の実施過程に国内法秩序が組み込まれる現象を捉えるものであり、後者は、国境を越える経済活動の増大に伴って、公的主体のみならず企業や NGO 等の私的主体によって、あるいは公私を横断する非公式ネットワーク内部で、経済・人権・環境などの領域ごとに、必ずしも国家法に立脚しない法的規範(非国家的法規範)が形成され、実効性を獲得する現象を捉えるものである。

以上のような意味で国家法秩序がグローバル化と多元化に開かれてゆく現象は、国家を基軸とする(近代以降の)法学のあり方にも反省を迫るはずである。例えば、法秩序が有すべき正統性を民主主義と立憲主義に立脚する《国家》に基礎づけてきた近代法の考え方は、国際レジームにおける二次法定立や私的主体も含む国際ネットワークにおける政策形成への国家の法的関与が大幅に希釈化されたグローバル・ガバナンスをどう規範的に説明するのか。さらに、グローバル・ガバナンスが政策領域ごとに簇生し、法秩序が「断片化(fragmentation)」する中で、国家が従来まがりなりにも果たしてきた諸価値・諸目的の「統合」作用をどう捉えるか(断片化した法秩序が各々部分最適化を追求する結果としての法秩序全体の不安定化・実効性の低下を招く恐れ、その具体例としての世界金融危機を招いた金融規制の失敗)、という問題も指摘できよう。

(2) 諸外国の理論動向とわが国法学の状況

上記の現象に対して、本研究が構想された時点において、既に諸外国の法学理論は敏感に反応し、活発な議論を展開させていた。まず、《政策実現過程のグローバル化》に関しては、ドイツにおいて国内公法学の蓄積と EU 法の経験を融合させた「国際的行政法」論や、米国行政法の知見を国際的な政策実現過程へと適用する「グローバル行政法」などの試みが既になされていた。また《法源の多元化》に関しても、法哲学・法思想の領域ではつとにグローバル化する世界における法多元主義を巡る活発な論争があり、さらに欧米の抵触法学を中心に、非国家法規範がグローバル・ガバナンスにおいて有する実効性を承認しつつ規律する新たな理論枠組みが提

示され注目を集めていた。

もっとも、公法学から出発した議論がグローバル化する法秩序を民主主義と立憲主義という正統性の淵源を今なお保持する国家へと再び繫留する(あるいはその代替物となりうる手続や制度を模索する)という方向に関心を寄せるのに対して、私法学を背景とする理論の側では、当該問題領域に属する当事者間の交渉と合意に基づく機動的な秩序構築を前提としつつ、その実効性や具体的妥当性を問うという発想が優位であり、「相対化される国家」への関心は後景に退く。そして、グローバル化という共通の現象を前に、公法学・私法学の着眼点の相違がなぜ生じるのか(また、今後もしれ違ってよいのか否か)、といった問いは、公法学・私法学の境界を越えた積極的対話は国際的にも稀であることから、十分に突き詰められていない状況にあった。

翻って日本の議論状況をみるに、国内実定法学における公法私法峻別論は克服され、公法・私法の協働・役割分担も積極的に語られているが、グローバル化の下で公法と私法が改めてどのような関係に立つか、さらには、国家との関係を相対化しつつある「法」が、統治やガバナンスにおいてどのような機能を果たすか、ということ意識した議論は殆ど存在せず、また国際法学との対話も不足している状況にあった。

以上のように、国際的にも、国内の文脈でも、本研究において埋められるべき理論上の空白が存在する状況であった。

## 2. 研究の目的

以上の実践的・理論的状況に鑑み、本研究では、以下の4点を目的とした。

- (1) グローバル化への対応において先行する諸外国の法学理論の動向の調査・分析。
- (2) グローバル化への対応の相違をもたらす公法学と私法学の思考枠組みの異同を突き合わせ、その異同の本質的な意味を問い直すことを通じて、従来の国内法学の蓄積を活かしつつグローバル化に対応可能な法学へと進化させるための基礎理論を提示する《グローバル化に対応した公法・私法協働の理論構築》。
- (3) 上記(1)(2)の理論的作業を踏まえて、諸外国の論者と積極的な意見交換を行い、「グローバル化と法」をめぐる国際的な法学共同体に我が国からの発信を行う。
- (4) 上記の基礎理論の精緻化を図るために、最近重要性が認識されるようになった消費者法・社会保障システムの国際的側面に着目し、グローバル化と多元化に対応した公法・私法の協働のあるべき姿を提示する。

以上4点のうちでも本研究が特に重視したのが目的(2)である。これは例えば、公法学が「法規範の民主的正統性」を基軸として体系を組み立て、先行する諸外国の理論がこれをグローバル化の文脈に応用しようとする背

後には、「法と政治共同体の関係」という私法学も等閑視できない問題があるのではないが、だとすれば私法学においてその問題はどうか対応されるのか、といった問いを重ねることで、国家(立法者による政策的使い分け)を前提としない文脈で公法学と私法学がいかなる協働の基礎を有しうるのかを解明する作業である。

また、本研究を実際に遂行する中で次第にウェイトを高めることになったのが、目的(3)である。「グローバル化が既存の法秩序や法学を動揺させる」のは世界共通であったとしても、そこで反省を迫られる法秩序や法学のあり方やそれらの社会的文脈は各々異なる。「グローバル化と法」の領域の世界的な研究者との対話の中で、「この現象が日本(法)」という文脈で問題になるのは、一体いかなる意味においてか」ということを繰り返し問われ、また自らに問い直すこととなった。

### 3. 研究の方法

#### (1) 研究組織編成・研究遂行上の工夫

以上のような問題認識・目的設定に鑑み、本研究では、敢えて公法学・私法学の研究者各2名の計4名という少人数の、緊密な連携が可能な研究組織を編成した上で、諸外国で先行する理論動向の調査・分析を各々が分担し、それらを持ち寄って比較検討する作業を踏まえた上で、少人数での密接な議論を重ねることで、「なぜ公法学は(私法学は)グローバル化の下でこのような問いを立て、このように論じることで問いに答えたと考えるのか」という、各々の専門領域では自明視され問い直されることがない、思考枠組みそれ自体を徹底的に問い直す作業にまず時間を費やした。学際研究の多くは既に共通の課題なり問題認識を前提として行われると思われるが、本研究では「《グローバル化に直面する法秩序・法学》という共通の現象にも関わらず、なぜ(世界的にみても)公法学と私法学の着眼点がかくも異なるのか」という疑問点を出発点とする以上、メンバー間の問題意識の摺り合わせを重視し、多くの時間を費やすこととした。このようなアプローチは、後述するように、極めて有意義な成果をもたらしたと考える。

#### (2) 中間段階での研究成果の積極的発信

研究メンバー間での議論によって一定の仮説が得られた段階で、国内の法学研究者コミュニティに向けて論文や学会報告等の形で積極的に発信し、フィードバックを得ることで最終成果の質を高めることに努めた。その過程で、本研究プロジェクトの外部からも本研究の趣旨への賛同者を得ることができ、中間成果および最終成果の論文集にも執筆参加を得ることができた。これに加えて、国際的にこの研究領域をリードする有力研究者との意見交換(外国からの招聘および海外出張による訪問)を積極的に行った。

まず、については、本研究期間の4年間

に、本研究に基づく企画として、国内学会報告2件(2013年6月国際私法学会、2013年11月日本法哲学会)、雑誌特集1件(2014年3月「社会科学研究」誌)を実現したほか、研究メンバー個人による日本語論文公刊と国内学会等での報告を積極的に行った。これらの活動を通じて、我が国の法学者コミュニティにおける「グローバル化と法」という問題領域の存在への認知度を高めることに寄与し得たと考える。

次に、の国際的な意見交換・意見発信については、研究期間中に延べ6回、5名の世界的な研究者(Christoph Möllers 教授[Berlin Humboldt]、Peer Zumbansen 教授[Osgood Hall Law School 後に King's College London]、Ralf Michaels 教授[Duke Law School]、Hans Christian Röhl 教授[Konstanz]、Hans-Heinrich Trute 教授[Hamburg])を招聘ないし訪問し、緊密に意見交換を重ねた上で、本研究グループとして国際学会・研究集会3件(2013年7月IVRワークショップ、2013年9月Konstanz大学ワークショップ、2014年5月Osgood Hall Law Schoolワークショップ)で報告・討論を行い、さらに2016年3月に研究成果の総括を目的として、国内外の研究者を招き同志社大学にて2日間の国際ワークショップ(PPG Research Project International Workshop – A Reformulation of Public and Private Laws under the Globalization)を開催した。これらの機会を通じて、単に先行する諸外国の理論を一方通行的に摂取するのではなく、日本法の文脈に即した問題設定や仮説の提示(そもそも「グローバル化の下での公法と私法の協働」という問いの立て方自体が、日本の法秩序・法学のあり方と密接に関わっている)を積極的に行い、諸外国の研究者との双方向的な対話を行うことができたと考える。

### 4. 研究成果

本科研の研究成果は、2015年12月に公開した浅野有紀=原田大樹=藤谷武史=横溝大(編著)『グローバル化と公法・私法関係の再編』(弘文堂・全370+ix頁)に集約されている。そこで、以下では適宜同書の概要に触れながら研究成果を説明する。

#### (1) 同書の構成と内容

同書の構成自体が、本科研の目的である「グローバル化に対応した公法・私法協働の理論構築」という課題に答えることを意図したものとなっている。

まず、本研究のメンバー全員(藤谷・浅野・原田・横溝)の共著による序章「グローバル化と法学の課題」において、本研究が対象とする「グローバル化」の意義(「国家の単位で仕切られた(=国境と国籍によって外部とは区別された)社会と、当該社会に妥当しこれを規律する法秩序、の1対1対応が崩れる状況)を定義した上で、それがなぜ法学にとって問題となるのか、を論じている。本研究は、近代以降の法(学)が明示的また

は默示的に「国家」に依存ないし前提とする形で構築されてきたことを強調し、これが（機能領域ごとの跛行性を伴いつつ）相対化・断片化されていくことが法（学）に本質的な変容を迫る契機であることを論証する。「グローバル化と法」を単なる「流行」の問題として論じるにとどまらずその法理論的基礎を提示したことは、本研究の成果の1つと言えよう。

同書序章ではさらに、グローバル化に対応した法学のフォーメーションを問い直す作業が多岐にわたる（無論、同書ないし本研究はそれらを網羅したと主張しない）ことを踏まえつつ、検討の手がかりとして、「分散と統合」という2つのモメント（前者は「問題を分析的に捉え、個別的な意思形成や実現を蓄積する方法で解決する思考枠組」、後者は「問題を総合的に捉え、集団的な意思形成過程や実現過程を設定する方法で解決する思考枠組」をそれぞれ指す）から、「公法と私法の『統合と分散』」、「法規範の生成における『統合と分散』」、「法規範の実現（執行）における『統合と分散』」という3つの問題群と分析軸の組み合わせを提示している。

次に、同書第1部「グローバル化理論の現状分析」は、グローバル化に対応する法理論として各国で議論されているさまざまな理論の中で本書の問題意識と対応するものを取り上げ、その特色と日本法との接続可能性を論じている。具体的には、ドイツの国際的行政法、アメリカを中心とするグローバル行政法、イギリスを中心とする法多元主義、フランスを中心とする抵触法理論、国際法の観点から見た法秩序間の整序に理論枠組が検討対象となっている。第1部での成果は、上記「2. 研究の目的」の(1)に対応したものでありつつ、「グローバル化に対応した公法・私法協働の理論構築」のための構成要素を抽出するものとなっている。すなわち、従来国家にのみ結びつけられてきた「正統性」概念の「開かれた正統性」への改鑄（第1章原田論文）、「インターリーガリティ」への着眼（第3章浅野論文）、「規制権威の適切な調整」の模索（第4章横溝論文）等の理論的指針が、先行業績の批判的検討から導き出されている。本研究の理論的成果の中心部分を示すものということができよう。

続いて同書第2部「グローバル化の実証分析」では、グローバル化が法制度や法実務にもたらす影響を具体的に分析するため、いくつかの法分野を取り上げて詳細な検討を行っている。ここでは、財政・金融問題、グローバルな再分配問題、第8章「グローバル化と社会保障」、移民問題、国際的な消費者保護の問題を取り上げている。取り上げられた素材・問題はいずれも伝統的な国内法学と国際法学の狭間（ないし視野の外）にあって今後本格的な検討が求められる領域であるし、とりわけ国際的な関心の高まりに比して日本の法学における議論展開が十分とは言え

ない領域でもある。その意味で、第2部の各論文は、第1部総論の具体的事案への適用にとどまらず、総論からの示唆を各領域の関心に応じて発見論的に用いることで新たな理論的課題の発掘と総論への還元を目指す、実験的な論攷として位置づけられる

最後に第3部「グローバル化と公法・私法関係論の展望」では、これまでの検討を踏まえ、私法学の側（第12章「私法理論から法多元主義へ」[浅野有紀]）と公法学の側（第13章「グローバル化と公法・私法の再編」[藤谷武史]）から、グローバル化を契機に求められる法理論の対応可能性や、公法・私法の相互関係の今後の方向性を論じている。私法学・公法学から個別に書かれているものの、それぞれの相手の思考枠組を十分に理解した上で（公法学と私法学の対話）、法学の自己認識や方法論の変革を提示している。浅野論文は、私法理論の思考様式と法多元主義の親和性を指摘し、前者によって後者に新たな法理論的基礎を与える。また、藤谷論文は、グローバル化への対応の中で炙り出された、公法学・私法学に通底する契機としての「正統性の調達」と「多元性の調停」の抽出と検討を行っている。

## (2) 本研究成果の意義と今後の課題

以上のように、本研究は「（日本の）公法と私法の関係が、グローバル化によってどのような変化を被るか」という問いから出発し、現代のグローバル化する統治と法において、国家（あるいは、国家の枠にとらわれない広がりを示し始めた社会）が持つ意味を多面的に明らかにした上で法（学）が今後関心を寄せるべき課題ないし着眼点を提示する、という地点に到達した。これらの成果は、今後さらに本質的な問題に取り組むための検討の糸口を見出した段階にすぎないものとも言うが、少なくとも日本の法学共同体における「グローバル化と法」という問題の存在と重要性への認知を高める上では重要な意味を持ったものと考えられる。事実、本科研の成果および研究組織を基礎に、新たな研究メンバーを加えた次の段階の研究が既に開始している。科研費基盤B「トランスナショナル・ローの法理論 多元的法とガバナンス」（研究代表者・浅野有紀）および科研費基盤B「政策実現過程のグローバル化に対応した法執行過程・紛争解決過程の理論構築」（研究代表者・原田大樹）がそれである。前者においては、統治（政治）と法の関係の流動化を念頭に、法規範の多元性の現状および可能性と限界について隣接諸学（政治学・経済学・経営学）の知見を取り入れた学際的理論研究を、後者においてはグローバル化する統治が紛争解決や個人の権利救済の場面にもたらす影響と対応策についての具体的事例に則した実証的法学研究を行う予定であり、さらに両者を有機的に結びつけ、グローバル化の下での法（学）の展開可能性を相互補完的に追求することを目指している。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 22 件)

Yuki Asano, From the Theory of Private Law to Legal Pluralism: On the Reconstruction of Private Law in the Age of Globalization, Japanese Yearbook of International Law, 査読有, Vol.57, 2015, pp.163-178

Takeshi Fujitani, The Law, Governance, and Society in the Context of Globalization: Renewed Formation of the Law and Sovereign States, Yearbook of International Law, 査読有, Vol.57, 2015, pp.195-216

Hiroki Harada, Establishing Partnership between Public and Private Law in Globalized Policy-Making and Enforcement Process: A Focus on Social Security Law, Yearbook of International Law, 査読有, Vol.57, 2015, pp.217-227

Dai Yokomizo, Conflict of Laws in the Era of Globalization, Yearbook of International Law, 査読有, Vol.57, 2015, pp.179-194

原田大樹, 議会留保理論の発展可能性、法学論叢(京都大学) 査読無、176 巻 2=3 号、2014、pp.328-347

Dai Yokomizo, Sports Arbitration in Japan, Contemporary Asia Arbitration Journal, 査読有, Vol.7, No.2, 2014, pp.341-355

浅野有紀, 私法理論から法多元主義へ法のグローバル化における公法私法の区分の再編成、社会科学研究(東京大学) 査読無、65 巻 2 号、2014、pp.89-112

原田大樹, グローバル化時代の公法・私法関係論「ドイツ「国際的行政法」論を手がかりとして、社会科学研究(東京大学) 査読無、65 巻 2 号、2014、pp.9-33

藤谷武史, グローバル化と公法・私法の再編 グローバル化の下での法と統治の新たな関係?、社会科学研究(東京大学) 査読無、65 巻 2 号、2014、pp.207-229

横溝大, グローバル化時代の抵触法、社会科学研究(東京大学) 査読無、65 巻 2 号、2014、pp.129-141

藤谷武史, 市場に対する国際的なレギュレーションの動態と「国際私法における当事者自治」国内公法学からの論点提示、国際私法年報、査読有、15 号、2014、p.86-110

横溝大, 紛争処理における私的自治、国際私法年報、査読有、15 号、2014、p.111-129

横溝大, 抵触法と国際法との関係に関する新たな動向 抵触法と国際法との合流について、法律時報、査読無、85 巻 11 号、2013、pp.26-31

浅野有紀, 法多元主義における公私協働、学習院大学法学会雑誌、査読無、48 巻 2 号、2013、pp.45-71

横溝大, 行政法と抵触法 グローバル化の中の行政法(2)、自治研究、査読無、88 巻 12 号、2013、pp.128-141

原田大樹, 国際的行政法の発展可能性 グローバル化の中の行政法(1)、自治研究、査読無、88 巻 12 号、2012、pp.80-100

原田大樹, 政策実現過程のグローバル化と国民国家の将来、公法研究、査読無、74 号、2012、pp.87-99

原田大樹, 多元的システムにおける正統性概念: 適合性評価を手がかりとして、行政法研究、査読無、1 号、2012、pp.49-81

藤谷武史, 企業・投資活動の国際的展開と国家、公法研究、査読無、74 号、2012、pp.100-111

原田大樹, TPP 時代の行政法学 政策基準の国際的平準化を手がかりとして、ジュリスト、査読無、1443 号、2012、pp.54-60

21 横溝大, 集団的消費者被害救済の国際的側面 抵触法的考察、NBL、査読無、986 号、2012、pp.80-87

22 原田大樹, 適合性評価の消費者保護機能、NBL、査読無、985 号、2012、pp.80-89

[学会発表](計 25 件)

Yuki Asano, “From the Theory of Private Law to Legal Pluralism: On the Reconstruction of Private Law in the Age of Globalization”, PPG Research Project International Workshop – A Reformulation of Public and Private Laws under the Globalization, 2016 年 3 月 29 日、同志社大学(京都府京都市)

Takeshi Fujitani, “The Law, Governance, and Society in the Context of Globalization” PPG Research Project International Workshop – A Reformulation of Public and Private Laws under the Globalization, 2016 年 3 月 29 日、同志社大学(京都府京都市)

Hiroki Harada, “Globalization and the Issues for Public Law”, PPG Research Project International Workshop – A Reformulation of Public and Private Laws under the Globalization, 2016 年 3 月 29 日、同志社大学(京都府京都市)

Dai Yokomizo, “Conflict of Laws in the Era of Globalization”, PPG Research Project International Workshop – A Reformulation of Public and Private Laws under the Globalization, 2016 年 3 月 29 日、同志社大学(京都府京都市)

Dai Yokomizo, “Private International Law and Global Governance”, The Present and Future of Comparative Law: Perspectives from Italy and Japan, 2016 年 3 月 15 日、ローマ(イタリア)

原田大樹, 「グローバル化と公法学の課題」, 京都大学法学会平成 27 年度秋学期学術講演会、2015 年 12 月 10 日、京都大学(京都府京都市)

横溝大, 「レギュレーションと国際私法」, 国際私法学会第 128 回(2015 年度)研究大会、2015 年 6 月 7 日、早稲田大学(東京都特別区)

藤谷武史、「統治における立法の位置 公法学の観点から」, 日本法哲学会 2014 年度学術大会シンポジウム, 2014 年 11 月 9 日、京都大学 (京都府京都市)

Hiroki Harada, “Redistribution in the Globalized Policy-Making and Enforcement Process”, 国際シンポジウム「非営利型移転における国家の役割の諸相」, 2014 年 10 月 7 日、京都大学 (京都府京都市)

Dai Yokomizo, “Sports Arbitration in Japan”, 2014 Taipei International Conference on Arbitration and Mediation, 2014 年 8 月 30 日 ~ 31 日、台北 (台湾)

Takeshi Fujitani, “The Fate of Redistributive Taxation in the Era of Globalization”, EHESS-ISS Joint Workshop: Understanding Inequalities, 2014 年 7 月 12 日、東京大学 (東京都特別区)

Yuki Asano, “Social Norms behind the Welfare State in Japan”, CLPE Network, “Law & Political Economy: Domestic and Transnational Perspective: A Conversation about Approaches and Methodologies”, 2014 年 5 月 3 日、トロント (カナダ)

Dai Yokomizo, “What’s the Normative Blind Spot in ‘Globalization and the Law’”, CLPE Network, “Law & Political Economy: Domestic and Transnational Perspective: A Conversation about Approaches and Methodologies”, 2014 年 5 月 3 日、トロント (カナダ)

Takeshi Fujitani, “The Public/Private Divide in Japanese Law and Its Context”, CLPE Network, “Law & Political Economy: Domestic and Transnational Perspective: A Conversation about Approaches and Methodologies”, 2014 年 5 月 2 日、トロント (カナダ)

浅野有紀、「グローバル化と公法私法の再編：問題提起」, 日本法哲学会 2013 年学術大会ワークショップ「グローバル化と公法私法の再編」, 2013 年 11 月 16 日、駒澤大学 (東京都特別区)

藤谷武史、「グローバル化と公法私法の再編 公法の観点から」, 日本法哲学会 2013 年学術大会ワークショップ「グローバル化と公法私法の再編」, 2013 年 11 月 16 日、駒澤大学 (東京都特別区)

横溝大、「グローバル化時代の国際私法」, 日本法哲学会 2013 年学術大会ワークショップ「グローバル化と公法私法の再編」, 2013 年 11 月 16 日、駒澤大学 (東京都特別区)

原田大樹、「行政救済法のグローバル化？」, 台湾大学法律学院 = 京都大学法学研究科交流研究会, 2013 年 9 月 17 日、台北 (台湾)

Takeshi Fujitani, “Public Law’s ‘Reference’ to Other States and Non-State Norms: Cases from International Tax Law”,

Japanisch-Deutscher Workshop “The Jurisprudence’s Tasks in Globalization, 2013 年 9 月 5 日、コンスタンツ (ドイツ)

Hiroki Harada, “Establishing Partnership between Public and Private Law in the Globalized Policy-making and Enforcement Process: Focusing on Social Security Law”, Japanisch-Deutscher Workshop “The Jurisprudence’s Tasks in Globalization, 2013 年 9 月 5 日、コンスタンツ (ドイツ)

21 Yuki Asano, “Rethinking the meaning of distinction between public and private law in the era of globalization”, XXVI World Congress of the International Society for the Philosophy of Law and Social Philosophy (IVR), 2013 年 7 月 22 日、ペロオリゾンテ (ブラジル)

22 Dai Yokomizo, “Conflict of Transnational Norms and the Possibility of Coordination: From the Viewpoint of Conflict of Laws”, XXVI World Congress of the International Society for the Philosophy of Law and Social Philosophy (IVR), 2013 年 7 月 22 日、ペロオリゾンテ (ブラジル)

23 藤谷武史、「市場に対する国際的なレギュレーション」, 国際私法学会第 126 回 (2013 年度春季) 大会, 2013 年 6 月 2 日、中央大学 (東京都八王子市)

24 横溝大、「紛争処理における私的自治」, 国際私法学会第 126 回 (2013 年度春季) 大会, 2013 年 6 月 2 日、中央大学 (東京都八王子市)

25 原田大樹、「国際的行政法の発展可能性」, 行政の主体の多層化・多元化に対応する行政法理論の構築第 2 回研究会, 2012 年 7 月 12 日、東京大学 (東京都特別区)

〔図書〕(計 2 件)

浅野有紀、原田大樹、藤谷武史、横溝大 (編著) 弘文堂、グローバル化と公法・私法関係の再編、2015、370+ix 頁

原田大樹、弘文堂、公共制度設計の基礎理論、2014、380 頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

藤谷 武史 (FUJITANI, Takeshi)  
東京大学・社会科学研究所・准教授  
研究者番号：9 0 3 1 3 0 5 6

### (2) 研究分担者

浅野 有紀 (ASANO, Yuki)  
同志社大学・法務研究科・教授  
研究者番号：7 0 2 7 2 9 3 7

原田 大樹 (HARADA, Hiroki)  
京都大学・法学研究科・教授  
研究者番号：9 0 4 0 4 0 2 9

横溝 大 (YOKOMIZO, Dai)  
名古屋大学・法学研究科・教授  
研究者番号：0 0 2 9 3 3 3 2